

副 本

平成16年(行ウ)第68号,第69号 公金支出差止等請求事件

原 告 村越 啓雄 外54名

被 告 千葉県知事 外2名

準 備 書 面 (1)

平成17年 5月20日

千葉地方裁判所民事第3部合議4係 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



上記復代理人弁護士

堀 内 徹 也



被告千葉県知事外2名指定代理人

岩 崎 進



澁 谷 勇



被告千葉県知事指定代理人

鶴 岡 誠



渡 邊 稔



山 崎 考



田 中 耕



高 橋 豊



鈴 鹿 春



永 井 克



岩 況 敏



永 野 龍



被告千葉県水道局長指定代理人

被告千葉県企業庁長指定代理人

小山

暁

小沢

直樹

小泉

英司

山國

貴千



八ッ場ダム建設事業について、以下のとおりその概要を明らかにする。

目 次

- 1 八ッ場ダム建設事業の概要
- 2 関係法令等における八ッ場ダム建設事業の位置づけ
 - (1) 河川法上の位置づけ
 - (2) 水資源開発促進法上の位置づけ
 - (3) 特定多目的ダム法上の位置づけ
 - (4) 県計画における位置づけ
- 3 八ッ場ダム建設事業の目的等
 - (1) 洪水調節
 - (2) 流水の正常な機能の維持
 - (3) 都市用水の補給
- 4 八ッ場ダム建設事業に係る施設の概要
- 5 千葉県における八ッ場ダム建設事業の必要性
 - (1) 治水（洪水調節）上の必要性
 - (2) 利水上の必要性
- 6 八ッ場ダム建設事業の負担金等
 - (1) 八ッ場ダム建設事業実施の状況

(2) 治水及び利水に関する負担金

7 国の財政、経済政策等との関連性

1 ハッ場ダム建設事業の概要

ハッ場ダム建設事業は、事業主体である国土交通省（旧建設省。以下「国土交通省」という。）が利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダム（型式：重力式コンクリートダム）を建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の河川水量の増加（治水：流水の正常な機能の維持と増進）並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（利水：水道用水及び工業用水）の確保を図るものである。

ハッ場ダム建設事業は、昭和42年度に実施計画調査に着手し、昭和61年7月のハッ場ダムの建設に関する基本計画の策定、平成13年9月及び平成16年9月の同基本計画の変更を経て、建設に要する費用の概算額を約4600億円とし、平成22年度の完成を予定している多目的ダム建設事業である。

なお、ハッ場ダム建設事業の概要については、「ハッ場ダム（建設事業のご案内）」（乙1号証）を参照されたい。

2 関係法令等におけるハッ場ダム建設事業の位置付け

(1) 河川法上の位置付け

ア 河川管理者は、その管理する河川について、河川の総合的な保全と利用に関する基本方針として、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように、工事実施基本計画を定めておかなければならぬとされている（平成9年法律第69号による改正前の河川法（以下「改正前河川法」という。）16条）。

一級河川である利根川水系については、河川管理者である建設大臣（当時）

が、昭和40年4月28日、改正前河川法9条1項及び2項に基づき利根川水系工事実施基本計画（乙2号証）を定めた。同計画の主な内容は、基本高水のピーク流量（河川流域に降った計画上想定している規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の流量）を、基準地点八斗島において毎秒17,000立方メートルとし、このうち上流のダム群により毎秒3,000立方メートルを調節して、河道（河川）への配分流量を毎秒14,000立方メートルとするものであった。その後、昭和55年12月19日に同計画の内容のうち治水計画の見直し等が行われ、基準地点である八斗島における基本高水のピーク流量が毎秒22,000立方メートルに、上流のダム群による調節が毎秒6,000立方メートルに、河道への配分流量が毎秒16,000立方メートルに改定された（乙3号証）。その後、平成7年3月30日の現行の利根川水系工事実施基本計画（乙4号証）までの間合計8回の改定がなされているが、八ッ場ダムの建設は、平成4年4月7日の第5回改定時に同基本計画に位置付けられている（乙5号証）。

現行の利根川水系工事実施基本計画においては、利根川上流部（八斗島から上流部）について、多目的ダムとして、既設の藤原ダム、相俣ダム、菌原ダム、矢木沢ダム、下久保ダム及び奈良俣ダムのほかに八ッ場ダム等を建設し、下流の洪水調節等を図るとともに、各種用水の補給を行うとされている。

イ 平成9年法律第69号による改正後の河川法16条1項及び16条の2第1項では、河川管理者は河川整備基本方針及び河川整備計画を定めることとされているが、利根川水系においてはそれらが定められておらず、平成9年法律第69号附則2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでの間は、改正前河川法16条1項の規定に基づき当該河川につき定められている工事実施基本計画の一部を、平成9年法律第69号による改正後の河川法16条1項及び16条の2第1項の規定により当該河川の区間にについて定められた河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととされている。

（2）水資源開発促進法上の位置付け

ア 国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い用水を必要とする地域について広域的な用水対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議決定を経て、当該地域に対する用水の供給を確保するための水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定し、これを公示しなければならないとされており（水資源開発促進法1条、3条）、この水資源開発水系として、現在までに、利根川水系、荒川水系、豊川水系、木曽川水系、淀川水系、吉野川水系及び筑後川水系の7水系が指定されている。

そして、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議決定を経て、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画を決定し、これを公示しなければならないとされており、水資源開発基本計画を変更しようとするときも同様とされている（同法4条）。

イ 八ッ場ダム建設事業が実施される利根川水系については、昭和37年4月27日の閣議決定を経て、水資源開発水系の指定を受け（昭和37年4月30日総理府告示第12号。乙6号証）、同年8月17日の閣議決定を経て、同水系に係る水資源開発基本計画が決定された（昭和37年8月20日総理府告示第30号。乙7号証）。同基本計画では、水道用水、工業用水及び農業用水の需要見通し及び供給の目標が示されたが、これらは、今後の調査の進捗に伴い順次具体化するものとされ、供給の目標を達成するため必要な施設のうち、新規利水量毎秒約30立方メートルの確保を目指として、矢木沢ダム及び下久保ダムの建設を行うと定められた。

その後、昭和51年4月16日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び

荒川水系における水資源開発基本計画（昭和51年4月21日総理府告示第19号。乙8号証）において、利根川水系に加え荒川水系が追加された。

さらに、昭和63年2月2日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）では、昭和61年度から昭和75年度までの期間における水の用途別の需要の見通しについて、水道用水毎秒約93立方メートル、工業用水毎秒約35立方メートル及び農業用水毎秒43立方メートルとし、供給の目標について毎秒約169立方メートルとして、利根川水系において新規利水量毎秒約121立方メートル、荒川水系において新規利水量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約134立方メートルの確保を目指として施設の建設を行うと定められた。

ウ 八ッ場ダム建設事業は、昭和51年4月16日の閣議決定を経て決定された利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に初めて位置付けられ（乙8号証），名称は八ッ場ダム建設事業、事業主体は建設省（当時）、河川名は吾妻川、新規利水容量は約90,000,000立方メートル（有効貯水容量約90,000,000立方メートル）と定められた。

その後、八ッ場ダム建設事業に関しては、昭和63年2月2日の閣議決定を経て決定された水資源開発基本計画（昭和63年2月6日総理府告示第3号。乙9号証）において、上記昭和51年水資源開発基本計画の内容に、「予定期昭和42年度から昭和75年度まで」が追加され、更に平成13年9月14日の閣議決定を経て決定された水資源開発基本計画（平成13年9月18日国土交通省告示第1458号。乙10号証）では、「予定期昭和42年度から平成22年度まで」に変更され、現在に至っている。

エ そして、昭和37年4月の水資源開発水系の指定、同年8月の水資源開発基本計画の決定、その後の昭和51年4月の水資源開発基本計画の決定及び昭和63年2月の水資源開発基本計画の決定（全部変更）に際して、内閣総理大臣（当時）からの意見照会に対し、関係都道府県知事としての千葉県知事は、同

意する旨の回答をしている（乙48号証）。

（3）特定多目的ダム法上の位置付け

ア 河川管理者である国土交通大臣は、その管理する河川について、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならないとされており（特定多目的ダム法4条1項），基本計画を作成又は変更等しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならず、この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならないとされている（同法4条4項）。さらに、国土交通大臣は、基本計画を作成又は変更等したときは、すみやかに、その旨を公表するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならないとされている（同法4条5項）。

イ 八ッ場ダムの建設に関する基本計画については、昭和61年7月10日に作成され（建設省告示第1284号。乙11号証），その主な内容は以下のとおりである。

利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規の都市用水（利水：水道用水及び工業用水）の確保を図ることを目的とした重力式コンクリートダムを群馬県吾妻郡長野原町に建設するものとし、建設に要する費用の概算額は約2110億円であり、工期は昭和42年度から昭和75年度までの予定とされている（乙11号証）。

また、ダム使用権は、国土交通大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によって設定するものであるが（同法15条），当初の八ッ場ダムの建設に関する基本計画に定められていたダム使用権の設定予定者は、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市、北千葉広域水道企業団及び印旛郡市

広域市町村圏事務組合である。

ウ その後、八ッ場ダムの建設に関する基本計画は、平成13年9月27日の第1回変更（国土交通省告示第1475号。乙12号証）、平成16年9月28日の第2回変更（国土交通省告示第1164号。乙13号証）がなされている。

平成13年9月27日の第1回変更では、事業の進捗状況に鑑み、工期について「昭和42年度から昭和75年度までの予定」を「昭和42年度から平成22年度までの予定」と変更したもので、工期以外の内容についての変更は行われていない。

平成16年9月28日の第2回変更では、ダム使用権の設定予定者から利水参画量を一部減量する意向が示されたことを受けて、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の「建設目的」の「水道」及び「工業用水道」に関する変更を行ったものである。具体的な変更内容は、群馬県の水道用水について1日最大88,100立方メートル（毎秒1.02立方メートル）の減量、千葉県印旛郡市広域市町村圏事務組合の水道用水について1日最大20,700立方メートル（毎秒0.24立方メートル）の減量、千葉県の工業用水について1日最大20,700立方メートル（毎秒0.24立方メートル）の増量である。また、ダム建設予定地である群馬県吾妻郡長野原町の八ッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会と補償基準が妥結し（平成13年6月14日調印式執行），さらに、付替道路ルート及び移転代替地等の生活再建対策の具体化や現地調査の進捗に伴い、設計・施工計画等における精査（諸工事のコスト縮減を含む。）がなされ、その結果、同基本計画の「建設に要する費用及びその負担に関する事項」の「約2110億円」が「約4600億円」に変更された。あわせて、吾妻川においては、河川としての流量が少ない状況となっていること及び地元からの吾妻峡における河川環境改善の要望が出されていることを受けて、ダム下流の吾妻川の河川環境改善を図る必要性から、建設の目的に「流水の正常な機能の維持」が新たに追加された。

エ 八ッ場ダムの建設に関しては、建設大臣(現国土交通大臣)から、特定多目的

ダム法4条4項の規定により、昭和60年11月27日付けで関係都道府県知事としての千葉県知事及びダム使用権の設定予定者（水道用水及び工業用水）である地方公営企業（千葉県水道局及び千葉県工業用水局（現千葉県企業庁））を設置する者としての千葉県知事に対し、それぞれ同ダムの基本計画の作成について照会があり（乙14号証の1ないし3）、同知事は、この意見照会に対し、県議会の議決を得て（乙15号証）、昭和61年3月25日付けていずれも計画作成に異議ない旨回答している（乙16号証の1ないし3）。また、平成13年9月27日の八ッ場ダムの第1回の基本計画の変更及び平成16年9月28日の第2回変更に際しても、国土交通大臣からなされた照会に対し、千葉県知事は、いずれも県議会の議決を得て（乙21号証）、それぞれ計画変更に異議ない旨回答している（乙17号証ないし乙22号証の1ないし3）。

（4）県計画における位置付け

千葉県では、水の安定的供給を図る上で、水資源の確保は県民の安全で快適な日常生活の確保と千葉県産業の発展にとって不可欠な重要施策であると考え、千葉県の県政推進の基本的指針を定めた総合計画「千葉県第2次新総合5ヵ年計画」（昭和56年4月策定。乙23号証）において、安定した水需給の均衡の確保を目指して、水資源の開発については、県内水源の開発に最大限の努力を注ぐこと、利根川水系における水資源開発の促進に努めることなどとしている。また、「ふるさとちば5ヵ年計画」（昭和61年3月策定。乙24号証）では、安定的な水需給の確保に関し、千葉県が水供給の多くを依存する利根川水系において大型ダム等の建設が水需要量の増加に追いつかない状況にあるため、供給水量の一部は施設の完成するまでの期間不安定な暫定水利に依存せざるを得ないとし、利根川水系における水資源開発の計画的促進に努めるなどとしている。

千葉県は、都市化と工業化の進展に伴い都市用水の需要増が見込まれる社会情勢のもとで、八ッ場ダムによる新規の都市用水の確保の必要性を踏まえ、茨城県、群馬県等とともに、昭和61年3月、八ッ場ダムの建設に参画したもの

である。

さらに、県の総合計画は、さわやかハートちば5ヵ年計画（平成3年3月策定。乙25号証）、ちば新時代5ヵ年計画（平成8年3月策定。乙26号証）、新世紀ちば5ヵ年計画（平成13年3月策定。乙27号証）の3回の策定が行われたが、いずれの総合計画においても、利根川水系における水資源開発を推進するとされている。

3 ハッ場ダム建設事業の目的等

（1）洪水調節

利根川は、明治29年、43年を始め、昭和10年、13年、22年、33年、34年と大きな出水に見舞われており、特に昭和22年9月のカスリン台風による洪水は未曾有のものであった。また、近年においても、昭和56年、57年、平成10年、13年と相次いで大出水に見舞われており（乙28号証の1ないし3），早急な治水安全度の向上が要請されている。

昭和55年12月19日に改定された利根川水系工事実施基本計画では、利根川流域の経済的、社会的発展に合わせて、利根川の出水特性の検討を行い、八斗島上流の河川整備の進展等を考慮して、昭和22年9月のカスリン台風規模の洪水を対象として、八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒22,000立方メートルとし、このうち八ッ場ダムを含む上流ダム群で毎秒6,000立方メートルを調節して、河道への配分流量を毎秒16,000立方メートルとすることが計画されたが（乙3号証）。八ッ場ダムは、当該計画の一環をなすものである（乙4号証）。

また、八ッ場ダムの建設に関する基本計画では、吾妻川の当該ダムの建設される地点における最大流入量毎秒3,900立方メートルのうち毎秒2,400立方メートルの洪水調節を行い、吾妻川下流の洪水流量の低減とともに、利根川本川下流の洪水被害を軽減させるものであり、このための洪水調節容量（ダム貯水池に洪水を一時的に貯めることのできる容量）65,000,

000立方メートルを確保するものである（乙29号証）。

（2）流水の正常な機能の維持

河川の適正な管理を図るために、河川が本来持つべき流量である河川維持流量（漁業、景観、河川管理施設の保護、動植物の保護、流水の清潔の保持等総合的に考慮して設定される流量をいう。）と既得用水の取水のための流量を確保することが必要であるが、吾妻川は河川としての流量が少ない状況となっていることから、ダム下流に位置する名勝吾妻峡の吾妻川の河川流量を増量させ、河川環境の改善を図るとともにダム下流に位置する名勝吾妻峡の景観保護を図ろうとするものである（乙29号証）。

（3）都市用水の補給

利根川においては、おおむね2年から3年に1度の取水制限が行われており、近年では特に平成6年、8年には30%の取水制限により社会・経済活動に大きな影響を与える等、相次いで渇水に見舞われており、利水安全度（水需要に対しても必要な水量を安定的に供給できる確実性をいう。）の早急な向上が要請されている（乙30号証）。

安定的な水供給を図るため、八ッ場ダムにおいては、下流都県等の新規都市用水として通年1日最大827,700立方メートル（毎秒9.58立方メートル）の補給を行うものである。また、群馬県、埼玉県、東京都及び千葉県においては、かんがい期に、農業用水の合理化（農業水利施設の整備・近代化を図ることによって生み出された用水を新たに都市用水等に有効利用することをいう。）により新規都市用水を確保し、非かんがい期に、八ッ場ダムから1日最大1,091,100立方メートル（毎秒12.629立方メートル）を補給することによって、都市用水の通年取水を可能とさせるものであり、これらにより、1日最大1,918,800立方メートル（毎秒22.209立方メートル）の補給を行うものである（乙29号証）。

ア 水道

群馬県に対し、農業用水の合理化と組み合わせて、新たに1日最大172,

800立方メートル（毎秒2.00立方メートル），藤岡市に対し，新たに1日最大21,600立方メートル（毎秒0.25立方メートル），埼玉県に対し，農業用水の合理化と組み合わせて，新たに1日最大857,100立方メートル（毎秒9.92立方メートル），東京都に対し，農業用水の合理化と組み合わせて，新たに1日最大499,300立方メートル（毎秒5.779立方メートル），千葉県に対し，農業用水の合理化と組み合わせて，新たに1日最大126,100立方メートル（毎秒1.46立方メートル），北千葉広域水道企業団に対し，新たに1日最大30,200立方メートル（毎秒0.35立方メートル），印旛郡市広域市町村圏事務組合に対し，新たに1日最大46,700立方メートル（毎秒0.54立方メートル），茨城県に対し，新たに1日最大94,200立方メートル（毎秒1.09立方メートル）の水道用水の取水を可能とするものである（乙29号証）。

イ 工業用水道

群馬県に対し，農業用水の合理化と組み合わせて，新たに1日最大30,200立方メートル（毎秒0.35立方メートル），千葉県に対し，新たに1日最大40,600立方メートル（毎秒0.47立方メートル）の工業用水の取水を可能とするものである（乙29号証）。

4 ハッ場ダム建設事業に係る施設の概要

ハッ場ダムは，利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町（左岸；群馬県吾妻郡長野原町大字川原畠字ハッ場，右岸；群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山）に建設される重力式コンクリートダムである。

ダム及び貯水池の主な諸元は，^{ていだか}堤高（基礎地盤の最低標高と堤頂（堤体の天端の最高の部分）の標高との差）131.0メートル，堤頂標高586.0メートル，総貯留量107,500,000立方メートル，有効貯留量90,000,000立方メートルである。また，貯水池の湛水面積は3.04平方キロメートルである（乙29号証）。

5 千葉県における八ッ場ダム建設事業の必要性

(1) 治水（洪水調節）上の必要性

現行の利根川水系工事実施基本計画では、基準地点八斗島上流のダム群の洪水調節により下流の洪水を軽減することとされており、八ッ場ダムの洪水調節容量は、洪水調節容量を有する利根川上流の既設ダムと比較しても最大であり、利根川上流の既設 6 ダムの洪水調節容量の合計の約 6 割（乙 1 号証）に相当し、効果的な洪水調節が可能とされている。一方、下流部については堤防の整備を進めることとされている。

千葉県は、北は利根川の幹川流路延長 322 キロメートル（乙 31 号証）のうち約 101 キロメートル（乙 32 号証）接するとともに、西は利根川から分派する江戸川に約 53 キロメートル（乙 32 号証）接しており、沿川に 16 市町（平成 16 年 12 月末時点）、約 219 万人の県民が居住している（乙 33 号証）。

この地域は、利根川・江戸川を境として茨城県、埼玉県及び東京都と接し、広大で平坦な地形を活かした可住地を多く有していることから、各地域の拠点を中心に市街地が形成されており、野田市、柏市、松戸市など交通基盤が確立している地域は首都圏発展の一翼を担っている。

また、成田市及びその周辺地域には、成田国際空港と千葉ニュータウンがあり、都心部からの諸機能分散の受け皿として、国際的な物流・業務機能を中心に国際空港機能を広く活用した業務核都市に位置づけられ、業務機能の一層の集積が期待されている。

千葉県のこれらの地域においては、昭和 22 年のカスリン台風時に、浸水家屋 917 戸、田畠の浸水 2,010 ヘクタールの被害が生じている（乙 34 号証）。

四方を海と川に囲まれた千葉県にとって、風水害に対する備えは県土保全上、不可欠な施策であり、万一、利根川、江戸川が氾濫するような事態になれば当

該地域に甚大な被害が生じ県民の生活や経済活動に大きな影響を与えることは必至であることから、利根川本川及び江戸川の改修並びに八ッ場ダムを含めた上流ダム群により災害の発生を防止することは、県民の生活・財産を守る上で千葉県にとって非常に重要な課題である。

利根川の治水事業は、江戸時代の利根川東遷に代表されるように、これまで長い時間をかけて段階的に安全性を高めてきている。明治時代になって、国は、長大な堤防の築造など本格的な改修事業に着手したが、それから100年以上経た現在もなお治水事業は継続中なのである（乙28号証の1），本件の八ッ場ダム建設事業も、そのようなものの一つに位置付けられるものである。

そのため、千葉県知事は、前記2の（3）の工で詳述したとおり、八ッ場ダム建設に関する基本計画の作成、平成13年9月27日の第1回変更及び平成16年9月28日の第2回変更について、いずれも県議会の議決を得て、異議のない旨の回答をしている。

（2）利水上の必要性

①上水道上の必要性

昭和52年法律第73号による水道法の改正により、水道の計画的な整備を推進するための広域的水道整備計画の策定についての規定が新たに加えられ、厚生省（現厚生労働省）は、これを円滑に推進するために、昭和53年1月に各都道府県に対し水道整備基本構想や広域的水道整備計画の策定について通知（乙35号証）し、これに基づき、千葉県では昭和52年度に「広域的整備基本構想」（乙36号証）を策定したが、同構想では、当面3つの広域圏（西部、東部、南部）を設定し、それぞれの広域圏での水道整備を計画的に推進することとされ、水源に関しては、千葉県は有力河川を持たないので、利根川水系に一層期待することとされた。

上記3つの広域圏のうち、西部地域の一部地域については、千葉県営水道により昭和11年から給水が開始されその後順次給水区域が拡大されたが、西部地域の一部地域については、市町村水道事業者により給水がなされるとともに、

昭和54年からは市町村水道事業者等の一部に北千葉広域水道企業団（一部事務組合）が用水の供給（水道法3条4項参照）をしている。他方で、同じ西部地域に属しながら印旛地域（2市6町3村。当時）は、上記の県営水道による給水区域及び北千葉広域水道企業団が用水を供給する市町村水道事業者とはなつていなかったため、人口の急増、生活水準の向上による需要水量の増加、水源確保の困難性等の課題解消を図るべく、水道法5条の2の規定により、印旛地域の市町村長から「広域的水道整備計画策定の要請書」（乙37号証）が提出され、これを受けた千葉県は「西部圏域広域的水道整備計画（案）」を作成し、関係市町村との協議を行い、当該市町村の同意（市町村では議会の同意を得ている。）を得るとともに、県議会の同意を得て（乙38号証）、昭和56年3月16日「西部圏域広域的水道整備計画」（乙39号証）を策定した。

同整備計画では、千葉県及び関係市町村が協力し、広域的かつ計画的に水道整備を進める必要があるとし、水源については県内には有力な水源が乏しいため利根川水系に依存せざるを得ず、水源開発の促進が課題であるとされた。こうした状況のもとで、昭和57年3月31日に千葉県水道局長が厚生大臣（現厚生労働大臣）の認可を受けた千葉県水道事業経営認可（京葉地区水道事業と北総地区水道事業の2事業に区分して経営していたものを、1つの事業に統合して経営するための認可。乙40号証の1、2）において八ッ場ダムを水源の一つとして位置付けたことから、千葉県知事は、昭和60年11月9日に八ッ場ダムの使用権の設定申請をし（乙41号証），その後、前記2の（3）の工で詳述したとおり、八ッ場ダム建設に関する基本計画の作成、平成13年9月27日の第1回変更及び平成16年9月28日の第2回変更について、いずれも県議会の議決を得て、千葉県水道局が水道事業者として給水している県西部地域の水道水源として、八ッ場ダムに参画することとしたものである。

また、県の西部地域と東部地域の一部は、「千葉県環境保全条例」（乙42号証の1、2）に基づき地下水の採取が規制されていることからも、八ッ場ダムは千葉県の水源としてなくてはならないものであり、既にダム参画水量の一

部を暫定豊水水利権（ダム事業の完成を前提に河川の流量が基準渇水流量等を超える場合に限り取水できるという条件が付された水利権で、水源が安定的に確保されていないが、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に暫定的に許可されるもの）により取水し、現在（平成17年4月時点）、後述の工業用水のほか水道用水として約12万人の県民に給水している。

②工業用水道上の必要性

千葉県の工業用水道は、東京湾を埋立てて造成された京葉工業地帯に進出した企業等に低廉かつ安定的に工業用水を供給し、工業の健全な発展を図るとともに、企業等による地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下を防止し、自然環境の保全を図ることを目的として実施されている。

工業用水道事業は、初期投資が大きく資金回収期間も長期にわたるが、地域経済発展のためには必要不可欠なものであることから、地方公営企業として千葉県企業庁（当時は千葉県工業用水局）が工業用水道事業法に基づき工業用水道事業を実施することとし、昭和34年4月に県営山倉工業用水道（現在の五井市原地区工業用水道）の建設に着手したことを皮切りに、わが国の経済の発展とともに急速に拡大した京葉工業地帯等の工業用水需要に対応するため、現在では7つの工業用水道事業（東葛・葛南地区、千葉地区、五井市原地区、五井姉崎地区、房総臨海地区、木更津南部地区及び北総地区）を行っている（千葉県土地造成整備事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例。乙43号証）。

この7つの工業用水道事業のうち、八ッ場ダムを水源としているのは、千葉地区工業用水道事業であるが、同事業は、工業用水道事業法3条の規定により昭和42年4月13日付けで通商産業大臣（当時）に工業用水道事業届を提出し、同大臣から同法12条2項の規定により昭和44年1月24日付けで施設基準適合の通知を受けて（乙44号証の1、2）昭和46年4月から給水を開始しているものである。

千葉地区工業用水道事業は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市の地先の海面に造成された土地の一部の区域（埋立地）を給水区域とし、1日最大計画給水量を125,000立方メートルとして計画されたものである。当初、その水源は、利根川河口堰の既得用水及び利根川水系に将来計画されるダム群への参画を前提として暫定的取水によるとされていたが、水源の安定化を図るため、千葉県知事は、昭和60年11月9日に八ッ場ダムの使用権の設定申請をし（乙45号証），その後、前記2の（3）の工で詳述したとおり、八ッ場ダム建設に関する基本計画の作成、平成13年9月27日の第1回変更及び平成16年9月28日の第2回変更について、いずれも県議会の議決を得て、千葉地区工業用水道事業の水源として、八ッ場ダムに参画することとしたものである。なお、工業用水に係るダム使用権設定予定者たる千葉県知事は、平成15年10月29日付で、1日最大20,700立方メートル（毎秒0.24立方メートル）増量する旨の八ッ場ダム使用権設定変更申請を行っている（乙46号証）。

八ッ場ダムにおける参画水量は、千葉県企業庁が企業等に対して供給する義務のある工業用水の契約水量を確保する上で必要不可欠なものであり、これが確保できなければ受水企業の産業活動に支障をきたすことになる。千葉地区工業用水道事業では、現在（平成17年4月時点），他の水源からの供給も含め、企業に対し工業用水を供給しているが、八ッ場ダムの参画水量については、暫定豊水水利権によりこの給水に充てている。以上のことから、八ッ場ダムにおける参画水量は、千葉地区工業用水道事業の水源としてなくてはならないものである。

なお、八ッ場ダムの参画水量を取水する利根川においては、平成6年、8年、9年及び13年に渇水による取水制限が行われたことを考慮すれば、将来の水道用水や工業用水の安定的供給の確保の観点からも、八ッ場ダムは千葉県にとって必要な水源である。

6 ハッ場ダム建設事業の負担金

(1) ハッ場ダム建設事業実施の状況

ハッ場ダム建設事業は、事業主体である国土交通省において実施しているものであり、その実施状況は以下のとおりである。

建設省（当時）は、昭和42年度に着手した実施計画調査を経て、昭和45年度に建設事業に着手し（国の予算上、事業の採択を受け建設の段階に移行することをいう。）、昭和61年7月10日にハッ場ダムの建設に関する基本計画を告示し（特定多目的ダム法4条。乙11号証）、昭和62年度の群馬県吾妻郡長野原町、同郡吾妻町との現地調査に関する協定書の締結、平成4年度の同郡長野原町と群馬県との3者による基本協定書の締結、ハッ場ダム水没五地区連絡会議の各地区代表との用地補償調査に関する協定書の締結を経て、平成5年度に進入路工事に着手した。

その後、平成13年6月に群馬県吾妻郡長野原町のハッ場ダム水没関係五地区連合補償交渉委員会との補償基準が妥結し、平成16年11月には同郡吾妻町のハッ場ダム岩島地区連合補償交渉委員会との補償基準が妥結した。

現在、工事用道路工事、付替道路工事、JR付替工事、代替地造成及び用地取得等を実施しており、平成16年度末時点での進捗率は、事業費ベースで約42%と見込まれている。

(2) 治水及び利水に関する負担金

おって、準備書面を分けて主張する。

7 国の財政、経済政策との関連性

公共事業は、河川、道路などの公共土木工事や住宅、下水道、水道など国民の生活に直結した施設整備を行うための事業であり、その事業による公共の福祉の増進という直接の目的のほか、社会資本の整備や雇用の創出、景気対策等の国の財政、経済政策の役割をも担うものであり、公共事業であるハッ場ダム建設事業についても、同様である。

以 上